

が、却下された。請求人は15年前に[]したため、生活対応能力が無いところがあると申し立てており、そのことは処分庁にも伝えている。「これまでずっと仕事をして来たのだから、これからもできるはず、稼働能力有りだ」という処分庁の判断は、不当なものである。

第2 認定事実

審査庁において、次の事実を認定する。

1 平成26年9月11日、請求人は、請求人の弟（以下、単に「弟」という。）の経営する[]の手伝い中に転倒し、[]したため就労できなくなり、同日退職した。

2 平成26年9月26日、請求人は、処分庁に保護申請を行った。

3 平成26年9月30日付け検診書には、

傷病名：なし

就労の可否・程度：可能な範囲で可

診療の要否：否

とある。その後、請求人の保護申請は稼働能力の不活用により却下された。

4 平成26年11月10日、請求人は、弟の援助で生活していたがそれもなくなり、手持金も僅かとなって生活に困窮したため、再度、処分庁に保護申請を行った。申請書には、健康状態欄に[]と記載され、収入のない理由を書く欄には[]とある。また、「字が書きにくいため」との理由により、氏名以外の記載は弟の代筆である。

面接記録票には、請求人から聞き取った、請求人の年齢、生活状況、生活歴、職歴、病歴、資産及び扶養義務者等の状況が記載されており、前回申請時の右太もも付近の負傷の後遺症で歩行が困難であるので、弟同伴で治療等のために近日中に病院に行くとの主訴がある旨の記載がある。

5 平成26年11月14日、処分庁は、弟に電話し、請求人が申請後に受診した病院の診断書の提出について確認した。弟は診断書ができ次第、提出すると処分庁に伝えた。

6 平成26年11月17日、処分庁は、請求人宅を訪問し、請求人に対して求職活動状況報告書を手交した。また、請求人にハローワークの窓口を説明し、同月28日まで週2回以上、必ず応募し、面接等実施するよう伝えるとともに、同日に提出するよう伝えた。

7 平成26年11月18日、請求人は、処分庁を訪れ、同日ハローワークで2社分の

求人票を持ち帰り検討との内容の求職活動状況報告書を持参した。処分庁は、請求人に対し同月 28 日まで活動を続け、必ず応募し、面接等を受けるよう伝えた。

8 平成 26 年 11 月 21 日、弟から処分庁に対し、平成 26 年 11 月 19 日付け請求人の診断書が郵送で提出された。記載内容は「
[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]」
とある。

9 平成 26 年 11 月 28 日、請求人が、処分庁に対し求職活動状況報告書と求人票を提出した。記載内容は、同月 18 日のほか、同月 26 日～28 日の計 4 回ハローワークへ行っており、5 社の求人票を持ち帰り、1 社は条件に合わず不調、もう 1 社はパソコン技能がないため応募に至らない旨の記載があったが、他に応募に至った旨の記載はない。

10 平成 26 年 12 月 2 日、請求人から処分庁に対し、同年 11 月 29 日付け上申書が郵送で提出された。記載内容は「診察を受けた [REDACTED] から、[REDACTED] と非常に高く、放置しておく [REDACTED] が発生する可能性が高いので治療に来るように言われているのですが、治療費が無くて困っています。 [REDACTED] をし、元気になって早く仕事ができるように思っています。何卒よろしくお願いします。」とあり、請求人の氏名以外の記載は弟の代筆である。

同日、処分庁は診断会議を開催した。ケース記録には「提出された診断書の内容によると、稼働能力はないとは言えない。求職活動についても 2 週間で 4 回ハローワークへ行き、相談員に相談している様子が伺えるものの、応募には至っておらず、稼働能力を活用しているとは言えないことから却下と判断された。」と記載されており、稼働能力の不活用を理由とした保護申請却下が決裁された。

第 3 判断

1 稼働能力の活用について、次のとおり法及び国の通知にその取扱いが定められている。

(1) 保護の補足性について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）4 条 1 項に、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とある。

(2) 稼働能力の活用について、生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）

第4に、

「1 稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。

また、判断に当たっては、必要に応じてケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど、組織的な検討を行うこと。

2 稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけでなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。

3 稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が2で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。

4 就労の場を得ることができるか否かの評価については、2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因を踏まえて行うこと。」とある。

2 これらのことを踏まえ、本件処分について検討する。

稼働能力の活用について検討する。

(1) 稼働能力があるか否かの評価について検討する。

請求人は、上記第2の4のとおり弟の援助がなくなり、生活に困窮したため、処分庁に保護申請を行った。申請書の健康状態欄に■■■■と記載があり、収入のない理由欄には■■■■とあった。また、請求人が「字が書きにくいため」との理由から、氏名以外の記載は弟の代筆であった。面接記録票には、請求人から聞き取った、請求人の年齢、生活状況、生活歴、職歴、病歴、資産及び扶養義務者等の状況や、前回申請時の右太もも付近の負傷の後遺症で歩行が困難であるので、弟同伴で治療等のために近日中に病院に行くとの主訴がある旨の記載がされている。そして、請求人は、上記第2の8のとおり処分庁に、請求人の診断書を提出した。また、請求人は、上記第2の10のとおり、処分庁に対し、診察を受けた病院長から、高血圧の治療に来るように言われているが、治療費が無くて困っており、治療をしたい旨の上申書を提出した。

局長通知第4-2に、「稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。」とある。

しかし、処分庁は、生活歴・職歴等の面接記録票の内容や、請求人の診断書の内容から請求人が██████であるため就労が制限されていることは把握しているが、上申書の内容にある██████ので治療のための通院が必要であるとの訴えについて、主治医訪問等による病状把握を踏まえた医学的な面からの評価は行われておらず、また、請求人の有している資格、生活歴・職歴等を分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案のうえ検討したことについてケース記録に記載はなく、稼働能力があるか否かの評価を適切に行っているとは言えない。

(2) 稼働能力を活用する意思があるか否かの評価について検討する。

処分庁は、上記第2の6、7及び9のとおり請求人に、ハローワークへ2週間で、週2回以上行き、必ず応募、面接等実施し、求職活動状況報告書を提出するよう伝え、当該報告書の提出を受けた。求職活動状況報告書には計4回ハローワークへ行き、5社の求人票を持ち帰り、1社は条件に合わず不調、もう1社はパソコン技能がないため応募に至らない旨の記載はあったが、他に応募に至った旨の記載はない。

局長通知第4-3に、「稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が2で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。」とある。しかし、処分庁は、提出された求職活動状況報告書により求職活動の実施状況を把握し、ケース診断会議で請求人の求職活動について「2週間で4回ハローワークへ行き、相談員に相談している様子が伺えるものの、応募には至っておらず、稼働能力を活用しているとは言えない」と判断しているが、応募に至っていないことだけで、稼働能力の活用意思がないと判断していることは、その根拠が乏しいと言える。それは、真摯に求職活動を行ったかどうかの判断は、当該求職活動の実施状況を本人と面接するなど具体的に把握する必要があるが、ハローワークへの求職活動と求人先に応募していない事実を把握しているにとどまり、求人先や応募に至らなかった理由等を分析したことは、ケース記録に記載されておらず、請求人の稼働能力を前提とした真摯な求職活動の有無を検討したと言えず、稼働能力を活用する意思があるか否かの評価を適切に行っているとは言えない。

(3) 就労の場を得ることができるか否かの評価について検討する。

処分庁は、上記第2の4のとおり面接記録票に請求人の年齢、生活状況、生活歴、職歴及び病歴等を記載している。

局長通知第4-4に、「就労の場を得ることができるか否かの評価については、2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因を踏まえて行うこと。」とある。しかし、処分庁は、請求人の生活状況や職歴等を把握しているが、これらの生活状況等から稼働能力を前提とした就労を阻害する要因・地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報を踏まえ検討したことは、ケース記録に記載されておらず、就労の場を得ることができるか否かの評価を適切に行っているとは言えない。

これらを踏まえると、稼働能力を活用しているか否かについて、局長通知第4に基づき、適切に判断しているとは言えない。

したがって、稼働能力の不活用のため、法4条1項に定める保護の要件を欠くものとしたことについて、違法・不当と言わざるを得ない。

以上のことから、本件処分は、法及び通知に基づき適正になされたと認められず、違法・不当であると言わざるを得ない。

第4 結論

本件審査請求は、理由があると認められるため、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）40条3項の規定を適用し、主文のとおり裁決する。

平成27年2月20日

審査庁 香川県知事 浜田 恵造

